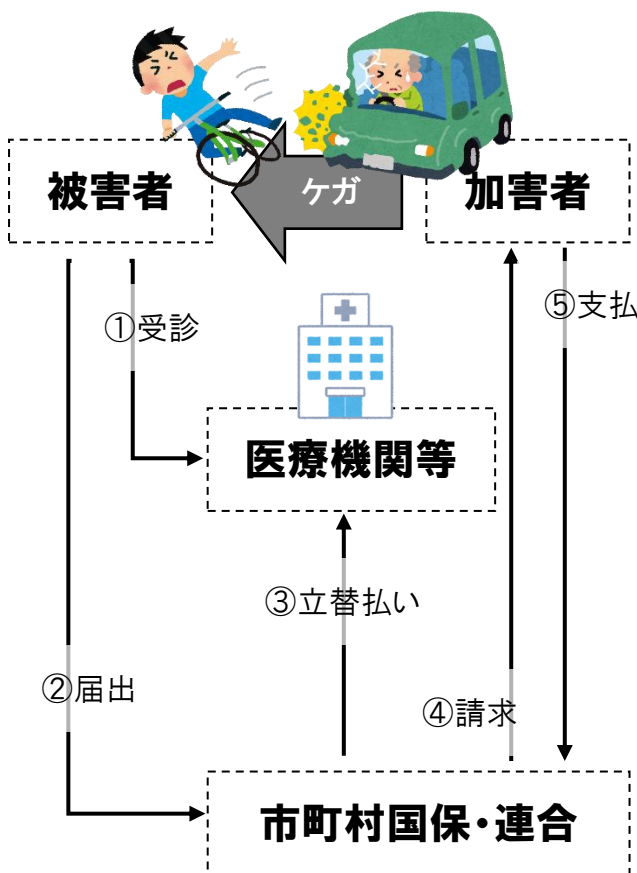


交通事故などによるケガの治療で保険証を使うときは 届出が必要です。

交通事故など**第三者の行為**により負傷したときの医療費は、本来は加害者が負担することが原則です。被保険者の届出により、国民健康保険・後期高齢者医療で保険診療を受けることができますが、保険者である市や連合が一時的に医療費を立替え、後から加害者に請求することになります。請求するには傷病届等書類が必要になりますので、届出をお願いします。



第三者行為にあたる事例

- ・交通事故にあった
- ・自転車から衝突された
- ・スキーで衝突事故にあった
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・他人の落下物に当たった
- ・飲食店で食中毒にあった
- ・傷害事件に巻き込まれた 等



仕事上のケガ(労災保険対象)、不法行為でのけが等は保険適用外です。該当するか不明な場合は市町村窓口までお問い合わせください。

第三者行為による治療で国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療・介護保険を使う場合は、**市町村へ必ず届出**が必要です。

届出のない場合には保険証の使用ができなくなることがあります。まずは、市町村の窓口へご相談下さい。

示談をする前にお住まいの市町村の窓口へご相談ください。

保険証を使って治療を受けている間に、加害者から賠償金を受け取り示談が成立した場合、その後の治療は保険証を使えない場合があります。